

盲特別支援学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定
平成 30 年 2 月 19 日改定
令和 2 年 5 月 1 日改定
令和 5 年 4 月 1 日改定

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

盲特別支援学校では、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、「盲特別支援学校いじめ防止基本方針」を策定し、子どもにかかわる全ての大人がいじめに関する課題意識を共有し、子どもたち自らも健全な集団を築く推進者であるという自覚をもって、いじめを許さない風土づくりを進めていきます。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法第2条」にあるいじめの定義は次の通りです。

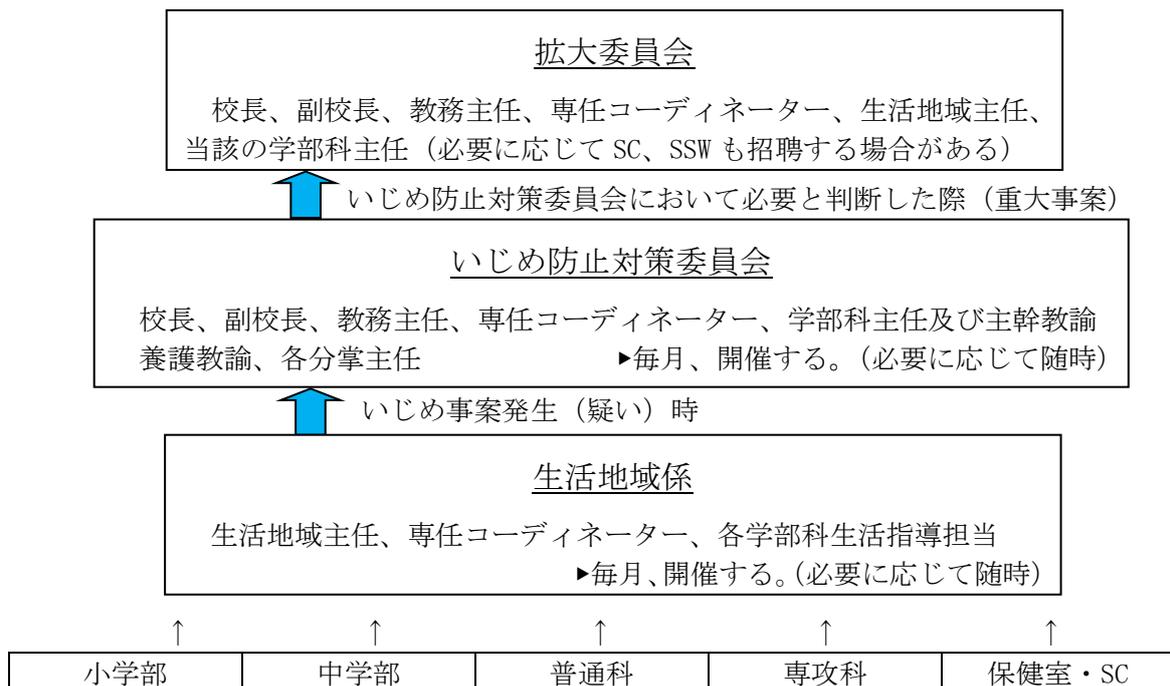
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 盲特別支援学校におけるいじめ防止等に向けての基本理念

- ・すべての教育活動を通して、いじめをしない心や態度を育てます。
- ・教室等への職員の適切な配置など、見守り体制を充実させ、児童生徒、保護者、教職員がいつでも相談できる環境作りを大切にします。

2 盲特別支援学校いじめ防止対策

(1) 組織の構成および運営



※それぞれの委員会にて会議録を作成・保管し進捗の管理を行う。

(2) 活動内容

- ア いじめの未然防止のための情報交換を行います。
- イ いじめ事案に対する指導や対応方針の協議や決定を行います。
- ウ 「いじめ事案」の調査（アンケート・聞き取り等）と指導支援計画立案を実施します。
- エ 被害生徒・保護者への支援を行います。
- オ 加害生徒・保護者への指導・支援を行います。
- カ 教育委員会等の関係諸機関との連絡や連携を行います。
- キ 「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直しを行い、保護者や地域へ周知する取り組みを実施します。

3 いじめ防止及び早期発見への取組

(1) いじめの未然防止

人間関係を築く能力を養うために全ての教育活動を通して、人権教育、道徳教育、及び体験活動等の推進と充実を図ります。

(2) いじめの早期発見

- ア 教育相談活動や生活アンケート等の充実を図ります。また、相談やアンケートの結果は、随時開催するいじめ防止対策委員会で集約し、職員全体で生徒の実態把握に努めます。
- イ 保護者、地域、関係機関との連絡、連携を密にして、児童生徒の家庭や地域での実態把握に努めます。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめ防止対策委員会での対応方針決定、記録
- イ 被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援
- ウ 保護者の協力、関係機関との連携を図ります。

(4) いじめの解消

いじめの解消の要件として、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考え、継続的な指導と支援を実施します。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

法を理解し、いじめは許されるものではないという姿勢や、すべての教育活動においていじめをしない心を育てることができるよう適切な研修を行います。

今年度の校内人権研修では、「ハラスメント」について学び、日頃の言動や振る舞いを振り返る機会を設け、人権感覚を磨く取り組みを行います。

(6) 学校運営協議会等の活用

懇話会や中学校区学校・家庭・地域連絡協議会を活用し、いじめ等の学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

(7) 年間計画 (年間計画は毎年3月に見直し、次年度計画を立てることとする)

月	取組	種別	具体的な内容
4月	学部会	研修	いじめ防止基本方針の共通理解
	教育相談	面談	学級担任と全児童生徒が面談
5月	運動会	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
	いじめ防止対策委員会	調査	全市統一アンケートを実施(記名式) 「いじめ早期発見のための生活アンケート」
	学校運営協議会	報告	現状報告 意見聴取
6月	校外行事(全学年)	啓発	体験活動での交流により人権感覚を醸成する
	学家地連総会	相談	現状報告 意見聴取
7月	教育相談	相談	学級担任と児童生徒が面談(夏休みに向けて)
	人権作文	啓発	全校夏季課題を学習グループに合わせて取組
	休み前集会	啓発	夏休みの過ごし方について(生活指導)
8月	教育相談	面談	学級担任と全児童生徒が面談(夏休みの様子)
9月	道徳	啓発	スマホ安全教室(中学部、普通科) SNSの取り扱い
	三者面談	面談	学級担任と生徒と保護者が面談
10月	文化祭	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
11月	道徳	啓発	パーソナルスペース、SOSの出し方
12月	いじめ防止対策委員会	調査	全市統一アンケートを実施(無記名式) 「いじめ解決一斉キャンペーン」
	休み前集会	啓発	年末年始の過ごし方について(生活指導)
	教育相談	面談	学級担任と児童生徒が面談(冬休みに向けて)
	学校評価アンケート	調査	情報収集と基本方針の評価
1月	いじめ防止対策委員会	計画	一年間のまとめ、来年度へ向けて
	教育相談	面談	学級担任と児童生徒が面談
2月	入学前啓発	啓発	新入生保護者説明会での説明
3月	いじめ防止対策委員会	振り返り	今年度の取組と来年度に向けて
通年	いじめ防止対策委員会(原則毎月) コーディネーター会議で情報共有(毎月) スクールカウンセラーと情報共有(毎月)		

※毎年度、随時、計画の変更を行いながら実施します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは次の内容をさします。

法 第28条第1項第1号

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

法 第28条第1項第2号

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時も重大事態として対応します。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。学校が調査の主体となるか、教育委員会が調査の主体となるかについて、教育委員会が判断します。

- (3) 重大事態の調査
- ア 拡大委員会を中核として直ちに対処するとともに、同種の事態の再発防止も視野に入れた調査を実施します。
 - イ 調査結果を教育委員会に報告します。
- (4) 児童生徒・保護者への報告
- 学校（または教育委員会）は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係、経過措置を説明します。これらの情報の提供にあたっては、学校（または教育委員会）は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

5 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針の公開と配布
- ア 学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公表します。
 - イ 新入生説明会時等に配布し、説明を行います。また、見直し及び改定を行った場合は、その都度告知し、内容の理解を図ります。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の見直し
- 学校がより実効性の高い取組を実施するために、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即しているかについて「いじめ防止対策委員会」を中心に毎年度点検し、必要に応じて見直しを図ります。
- (3) 災害や感染症等に関わる指導について
- 学校の教育活動においては、被災された方々や感染症における行動や考え方も重要な指導項目と位置づけ、いじめにつながるような言動や行動が起こらないように適切な指導を図ります。

6 参考資料

- ・「横浜市いじめ防止基本方針」（平成 29 年 10 月改定）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定）